

# 老人ホーム、紹介料要求

## 厚労省調査 訪問診療の医師に

医師に患者を紹介する見返りに、医師から診療報酬の一部を得る「患者紹介ビジネス」が広がっている問題で、有料老人ホームの運営者が、入居者を医師に紹介した上で「紹介料」を要求する事例が複数あることが、厚生労働省の調査でわかった。厚労省は「患者が医療機関を選べず、過剰診療につながる場合があり、不適切だ」として実態調査を進めており、近く結果を公表する予定だ。

紹介料を払った医師は、紹介料を取り戻そうと過剰な診察を行う恐れがある。また、患者がホームで受けられる診療が紹介料を払った医師に限定される可能性もある。紹介料について法令の規制はないとため、厚労省は紹介することの見返りに対応を検討している。

▼34面II報酬改定が契機か 調査によると、愛知県のある有料老人ホームの運営会社は、入居者を優先的に紹介することの見返りとし

て、医師に診療報酬の2割を求めていた。東京都の有料老人ホームの経営者は、訪問診療に来る医師に対し、診療報酬のうち医療保険が負担する分の10%（医科の場合）または15%（歯科の場合）を要求している。ほかにも、同じような事例の情報が集まってきている。

一方、紹介業者が「売買」する患者は、ほとんどが「サービス付き高齢者住宅（サ高住）」の入居者だ。サ高住の制度は2001年10月に始まり、協力医療機関を確保する必要がないなど設置基準が緩く、わずか2年弱で約12万人分

（13年8月末時点）が造られた。紹介料の相場となつていてる「診療報酬の2割程度」は、有料老人ホームが求めていた水準を踏襲したものとみられる。

（沢伸也、月鏡彩子）

つてしまふ常めいことを生んでい、わば晩にあらびき物にがら、

各地でた。大ぬ雨滴の頃にぶ。荒

